

齋王制度の変遷に関する一考察

～桓武・嵯峨朝齋王の卜定から～

長原舞佳

はじめに

齋王とは、天皇に代わり都から伊勢に赴き、伊勢神宮の神に奉仕していた皇族の女性を指す。齋王の創始は、伝承にあらわれる豊鍬入姫命や倭姫命とされたが、制度として整備されたのは天武天皇の治世であったという。その初代齋王が大来皇女だと考えられている(註1)。飛鳥時代の来皇女から鎌倉時代の祥子内親王まで約60人の齋王が選ばれ、齋王の制度は廃絶するまで約660年間続いた。

また、齋王が暮らす宮殿や齋宮寮という齋王に関する役所を総じて齋宮という。近年の発掘調査により、官人などが使用したと見られる土師器や硯などの遺物が出土したり、「いろは歌」が墨書された土器なども見つまっている。遺構からは齋宮の規模や倉庫、役所など建物の配置などが明らかになりつつあり、齋王や官人の伊勢での暮らしが少しずつ解明されている。

このように、文献史料や遺構、遺物から齋王や齋宮に関する多くの研究がなされてきている。しかし、齋王や齋宮に関してまだ謎に包まれている部分も多く存在する。例えば、奈良時代での齋王制度である。文献史料などが少なく、はっきりとした実態が明らかになっていない。数百年もの間同じ制度であったということは考えにくいので、奈良時代が平安時代の齋王制度と同じであったということはないはずである。その時代や天皇の政策によって変わることもありうる。

そこで本稿では、奈良時代と平安時代初期では齋王制度にどのような違いがあるのか、また、齋王制度はいつ頃確立されたのかを明らかにしていく。その方法として、まず第一に、『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』という正史や『日本紀略』を中心とした史料に、齋王に関するどのような事項が書かれているのかを検討していく。これは、正史という史料をもう一度整理し直すことで、何が見えてくるのか明らかにすることを目的とする。第二に、嵯峨朝から始まったとされる賀茂齋院との比較を通して、伊勢齋宮と賀茂齋院の関係を見ていき、伊勢齋宮の制度の確立時期を考察

する。主に、『延喜式』に記載されている齋宮式と齋院司式の文言の比較を通して、両式の関係を明らかにしていく。第三に、近年の発掘調査で明らかとなりつつある齋宮跡の遺構から齋王制度の確立期を探っていく。最新の研究成果を用い、方格地割の中心部分とされる内院地区の遺構の変遷を通して、画期を探究してみようと思う。

以上のような視点を用いて、奈良時代から平安時代に移っていくなかで、齋王制度がいつ頃どのように変容していったのか、また、その契機となったのは何なのか、論じていくこととする。

第一章 研究史

これまで、多くの研究者によって齋宮や齋王に関する研究が様々な視点からなされている。齋王制度は廃絶された後醍醐天皇のときまで約 660 年間続いたため、研究内容は多岐に渡るが、本稿では齋王の初期段階に関する研究の状況を確認しておく。

齋王の初現については、史料によって初代齋王の名が異なっていたり、どのような人を齋王とするかについて議論があるため、定説があるわけではない（註 2）。

齋王の制度化については、天武天皇と大田皇女との娘の大来皇女からだとする説が有力である。山中智恵子氏（1980）は「天武朝に、中断していた齋王を再び派遣、制度化への道を開かれた」と述べ、天武天皇の大来皇女の頃に齋王制度の制度化を見出している。

また、天武天皇の御代に制度化された後、いつから齋王制度が安定し確立するに至ったのかについても様々な説がある。山中智恵子氏（1980）によると、「大宝元年（七〇一）の齋宮司に関する記録、養老二年（七一八）の齋宮寮印使用、養老五年（七二一）の井上齋王北池辺宮入の記事などから、天武二年（六七三）以来、神祇五年までの間に、令外の官（律令の職員令に記されていない官）としての、齋宮寮が確立したと思われる。まさしく、井上内親王は、この齋宮寮・齋宮制確立期のただなかに在った齋王だった。」と述べている。さらに、田中卓氏（1985）によると、いくつかの具体例を挙げて「延喜式にみられるような齋王の規定が成立するのは、文武天皇の御代を経て、聖武天皇の御代頃と認められる」「いはゆる天平時代の盛時は一般に仏教文化の開花として知られてゐるが、それと共に、実は神祇思想と制度の向上発展が、大いなる時代の背景をなしてゐるのであって、その一端は、この齋王制度の確立過程の中にも察知せられるであらう。」と述べ、齋王制度の確立を聖武天皇の井上内親王の頃に見出している。

一方、榎村寛之氏（2009）は、「称徳朝の伊勢神宮は、仏教優位の支配下に置かれ、法体の女帝が三宝の加護により自ら祭る、という形を採ったために、齋宮も事実上無意味化し、

おそらく断絶していたのではないかと考えられる。井上内親王段階で確立したかに見えた齋王制度は、称徳朝には断絶していたのである。」として、聖武天皇の井上内親王段階の齋王制度は称徳天皇以後には続かなかったとしている。

このような研究から、天武天皇のときに齋王に関して制度化され、聖武天皇の井上内親王の頃に確立したと見られるが、それは一時的なものであり、井上内親王以降の齋王の時代には続かなかったということがわかる。これを踏まえて、本稿でも齋王制度確立期の検討を行っていく。奈良時代から平安時代に移っていくなかで、齋王制度がいつ頃どのように変容していったのか、また、その契機となったのは何なのか、論じていくこととする。

第二章 『延喜齋宮式』の制度

第一節 卜定から帰京まで

齋王に関する制度が載っている史料として、10世紀に作られたとされる『延喜式』がある。これは『弘仁式』『貞観式』と並ぶ三大格式の一つであり、唯一ほぼ完全な形で残っており、『延喜式』の内容は先行する『弘仁式』『貞観式』をまとめたものと考えられている。そして、『延喜式』には齋宮式として、齋王や齋宮に関する規則が細かく定められている。

はじめに『延喜齋宮式』の規則の一部を、卜定から帰京までの流れにそって見てみよう。ただし、以下の史料中の下線部は要約した箇所である。

1、天皇が即位をした後、卜定が行われ未婚の内親王または女王から齋王が選ばれる（定齋王条）。

凡天皇即位者。定伊勢太神宮齋王。仍簡内親王未嫁者卜之。若無内親王者。依世次。簡定女王卜之。訖即遣勅使於彼家。告一示事由。神祇祐已上一人率僚下。隨勅使共向。卜部解除。神部以木綿著賢木。立殿四面及内外門。賢木。木綿所司儲之。解除料散米酒肴等本家儲之。其後擇日時。百官為大祓。同尋常二季儀。（『延喜式』）

2、使を遣わして、齋王決定の報告を伊勢神宮にする（祓料条）。

木綿、麻各大四斤。鹿皮四枚、鹿角四枝。大刀四口、弓四枝、箭四具。鍬四口。藁一斤。庸布二段。酒、米各四斗。稻四束。鰻、堅魚各八斤。醋卅斤。海藻廿六斤、滑海藻十斤、雜海菜八斤、鹽四斗。水戸四口、匏四柄。軾料、庸布五段、短帖一枚、薦二枚、馬二疋。已上、所司各送大祓所。又遣使奉幣太神宮、為告卜定齋王之状也。其儀同神嘗祭使。（『延喜式』）

3、卜定で宮城内のある場所を初齋院として選び、禊をしてから次の年の7月まで齋王は初齋院にとどまる（祓禊条）。

凡齋内親王定畢。即卜宮城内便所。為初齋院。祓禊而入。至于明年七月。齋於此院。更卜城外淨野。造野宮畢。八月上旬。卜定吉日。臨河祓禊。即入野宮。自遷入日。至于明年八月。齋於此宮。九月上旬。卜定吉日。臨河祓禊。參入於伊勢齋宮。（『延喜式』）

4、8月に卜定をして野宮という仮の宮を京外に造り、齋王は川で禊を行う（祓禊条）。

凡齋内親王定畢。即卜宮城内便所。為初齋院。祓禊而入。至于明年七月。齋於此院。更卜城外淨野。造野宮畢。八月上旬。卜定吉日。臨河祓禊。即入野宮。自遷入日。至于明年八月。齋於此宮。九月上旬。卜定吉日。臨河祓禊。參入於伊勢齋宮。（『延喜式』）

5、従者に付き添われて齋王は野宮に向かう。従者には禄を与える（河頭禊）。

齋王遷入野宮河頭禊

其日齋王駕輿。輿者。主殿官人率史生。前禊二日設候。輿長八人。駕輿丁卅人。駕馬女廿人。乳母二人。藏人六人。采女四人。童女四人。掃部二人。御廨二人。勅使大納言。中納言各一人。參議二人。四位。五位各四人。禊事既畢。賜饌并禄。勅使已下五位已上。内藏寮饗之。六位已下大膳職。訖即廻歸。便留野宮更賜禄。自餘之儀。大略同初度禊。（『延喜式』）

6、齋王は次の年の8月まで野宮で暮らす（祓禊条）。

凡齋内親王定畢。即卜宮城内便所。為初齋院。祓禊而入。至于明年七月。齋於此院。更卜城外淨野。造野宮畢。八月上旬。卜定吉日。臨河祓禊。即入野宮。自遷入日。至于明年八月。齋於此宮。九月上旬。卜定吉日。臨河祓禊。參入於伊勢齋宮。（『延喜式』）

7、齋王が伊勢に赴く年の7月もしくは8月に、大祓使を左右京・五畿内・七道にそれぞれ一人ずつ派遣する（大祓使条）。

凡齋王將入太神宮。在前七月若八月。同時遣大祓使。左右京一人。五畿内一人。七道各一人。（『延喜式』）

8、齋王が伊勢に赴く年の9月中は、北辰に燈を灯すことを禁止する（勢江州忌条）。

凡齋王將入太神宮之時、自九月一日迄卅日、京畿内、伊勢、近江等国、不得奉燈北辰、及舉哀改葬。（『延喜式』）

9、9月の上旬に卜定をし吉日を決めて、川で禊をした後齋王は伊勢に赴く（祓禊条）。

凡齋内親王定畢。即卜宮城内便所。為初齋院。祓禊而入。至于明年七月。齋於此院。更卜城外淨野。造野宮畢。八月上旬。卜定吉日。臨河祓禊。即入野宮。自遷入日。至于明年八月。齋於此宮。九月上旬。卜定吉日。臨河祓禊。參入於伊勢齋宮。（『延喜式』）

10、監送使が齋王に付き添っていく（監送使条）。

凡齋内親王臨。預定監送使。參議一人。或以中納言充之。弁一人。史一人。六位以下官人一人。即使及齋宮官人以下。皆賜裝束。使四位布十段。五位布五段。六位絁一疋。綿一屯、布一段。唯忌部布三段。齋宮頭絹十疋。綿廿屯。布廿段。助絹八疋。綿十五屯。布十五段。主神司中臣、忌部、寮允、舍人司長。膳部司長。各絹四疋。綿六屯。布五段。寮屬。藏部。炊部。酒部。水部。女部。殿部。菓部。掃部。門部。馬部長。及二司判官等。絹三疋。綿五屯。布四段。宮主。舍人。藏部。膳部。門部主典各絁二疋。綿四屯。布三段。史生。大舍人寮舍人。及諸司番上等各絹一疋。綿二屯。布二段。寮使部各布二段。飼丁。今良各布一段。其命婦者。雜色綾廿疋。綿卅屯。布廿段。乳母。各雜色帛綾十四疋。綿廿屯。布十三段。一等女孺各雜色。帛十疋。綿十屯。布五段。二等女孺。各雜色帛八疋。綿七屯。布四段。三等女孺。各絹六疋。綿五屯。布三段。大殿守。各雜色帛四疋。綿四屯。布二段。女丁。各雜色帛二疋二丈五尺。貫布一段。綿四屯。戸座。火炬小子。各絹二疋二丈。綿四屯。布二段。纏布一丈五尺。（『延喜式』）

11、監送使や齋宮寮の官人は禄をもらう（監送使条）。

凡齋内親王臨。預定監送使。參議一人。或以中納言充之。弁一人。史一人。六位以下官人一人。即使及齋宮官人以下。皆賜裝束。使四位布十段。五位布五段。六位絁一疋。綿一屯、布一段。唯忌部布三段。齋宮頭絹十疋。綿廿屯。布廿段。助絹八疋。綿十五屯。布十五段。主神司中臣、忌部、寮允、舍人司長。膳部司長。各絹四疋。綿六屯。布五段。寮屬。藏部。炊部。酒部。水部。女部。殿部。菓部。掃部。門部。馬部長。及二司判官等。絹三疋。綿五屯。布四段。宮主。舍人。藏部。膳部。門部主典各絁二疋。綿四屯。布三段。史生。大舍人寮舍人。及諸司番上等各絹一疋。綿二屯。布二段。寮使部各布二段。飼丁。今良各布一段。

其命婦者。雑色綾廿疋。綿卅屯。布廿段。乳母。各雑色帛綾十四疋。綿廿屯。布十三段。一等女孺各雑色。帛十疋。綿十屯。布五段。二等女孺。各雑色帛八疋。綿七屯。布四段。三等女孺。各絹六疋。綿五屯。布三段。大殿守。各雑色帛四疋。綿四屯。布二段。女丁。各雑色帛二疋二丈五尺。質布一段。綿四屯。戸座。火炬小子。各絹二疋二丈。綿四屯。布二段。縹布一丈五尺。(『延喜式』)

1 2、天皇の譲位や斎王の近親の死、または斎王の病気などで任を解かれる(斎王相代条)。

ただし、『延喜齋宮式』には、天皇の譲位や斎王の病気で任を解かれるという具体的な解任理由の記載はない。

凡斎王相代、應帰京者、遣使奉幣亦如初。若遭国哀及親喪者、遣中臣一人告其状、不奉幣帛。

1 3、退下した後、都から使が遣わされ、幣などを伊勢神宮に奉る(斎王相代条)。

凡斎王相代、應帰京者、遣使奉幣亦如初。若遭国哀及親喪者、遣中臣一人告其状、不奉幣帛。

1 4、帰京する際に、使を派遣して斎王を迎えに行く(遣使奉迎条)。

凡斎王還京者、若有遭故還者、不用初入之道。遣使奉迎。五位、六位各一人、近江與伊勢堺上祗候。弁一人率史生、官掌各一人、参齋宮檢校帰発。其斎王衣服、輿輦之類、官便附使送之。皆堺上而脱易。衣服之類給忌部、輿輦之類給中臣。又各加鞍御馬一疋。其頓宮及供給、准向国之例。(『延喜式』)

1 5、原則来た道を通して帰京するが、近親の死など不幸なことで帰京する場合は、来た道と異なる道を通して帰京する(遣使奉迎条)。

凡斎王還京者、若有遭故還者、不用初入之道。遣使奉迎。五位、六位各一人、近江與伊勢堺上祗候。弁一人率史生、官掌各一人、参齋宮檢校帰発。其斎王衣服、輿輦之類、官便附使送之。皆堺上而脱易。衣服之類給忌部、輿輦之類給中臣。又各加鞍御馬一疋。其頓宮及供給、准向国之例。(『延喜式』)

『延喜齋宮式』によって、以上のような規則があることがわかる。「9、9月の上旬に卜定をし吉日を決めて、川で禊をした後斎王は伊勢に赴く。」を群行、「12、天皇の譲位や斎王の近親の死、または斎王の病気などで任を解かれる。」を退下と平安時代の書物には書かれている。

次に、各斎王が卜定されてから帰京するまでに、どのようなことが行われていたのか、『延

『延喜齋宮式』に記載されていることが実際に行われていたのかを調べた。対象は、天武天皇の大来皇女から仁明天皇の久子内親王までとした。ただし、一部、存在が不明な齋王や名前の相似から同一人物とされている齋王がおり、誰を正式な齋王とするかについて様々な議論がある。今回は『平安時代史事典』に掲載されている伊勢齋宮表にならい、伝承時代の齋王以降の、大来皇女、当耆皇女、泉内親王、田形内親王、多紀内親王、智努女王、円方女王、久勢女王、井上内親王、県女王、小宅女王、安倍内親王、酒人内親王、浄庭女王、朝原内親王、布勢内親王、大原内親王、仁子内親王、氏子内親王、宜子女王、久子内親王を齋王とした。

各齋王のときに行われていたことの記述は、歴代齋王の関係記事として、先ほど見た卜定から帰京までの流れに沿って【史料1】に記載した。ただし、注意すべき点として「10、監送使が齋王に付き添っていく」に関して、大来皇女から久子内親王までの間には監送使という言葉が出てこない。齋王の付き添いとして、諸司、百官、具体的な人名が出てくる。これらの人が監送使としてきちんと選ばれた者なのか、監送使ではなく即座に決められた官人なのか問題となるが、今回は諸司や百官なども監送使であるとした。

また、【表1】では◎、○、△、空欄の4つを用いて、それぞれの規則が実際に行われていたかの判断をした。◎は確実に行われていたものである。○は行われていたが『延喜齋宮式』の規則と少し違うものである。例えば、「14、帰京の際に使が齋王を迎えに行く」では五位、六位各一人など使者の官位や人数が決まっているが、久子内親王の帰京の使者の官位や人数は、それとは異なるため○とした。△は特に行われた記載はないが、行わないと齋王制度が成り立たなくなるのでしたであろうと思われるものである。例えば、齋王として選ばれている以上、退下は行はずなので久勢内親王の退下は△とした。空欄は不明である。

各齋王ごとに見てみると、桓武天皇の布勢内親王、平城天皇の大原内親王の頃が『延喜齋宮式』に記載されている規則に沿う形となっているようである。ただし、桓武天皇から平城天皇の時代の間にはまだ『延喜式』が編纂されておらず、『弘仁式』に記載されているような規則が施行されていたと思われる。したがって、布勢内親王、大原内親王の頃は『弘仁式』の規則通りに齋王に関する所作を行っていたのではないだろうか。奈良時代を見てみると、あまりきちんと齋王に関する所作が行われていないようである。もちろん、史料に記載されていないだけで、実際は行っていた可能性もありうる。しかし、布勢内親王、大原内親王のときは『弘仁式』に沿って行っていたということは、言えるであろう。

第二節 卜定・野宮入り・群行

齋王は卜定された後、初齋院や野宮などに移りながら潔齋の日々を送る。『延喜齋宮式』

の祓禊条を見てみると、卜定されてから初齋院に入り、野宮に行き、伊勢に群行するまで、それぞれを行うべき年や月が細かく決まっていることがわかる。

『延喜齋宮式』祓禊条

凡齋内親王定畢。即卜_一宮城内便所_一。為_一初齋院_一。祓禊而入。至_一于明年七月_一。齋_一於此院_一。更卜_一城外淨野_一。造_一野宮_一畢。八月上旬。卜_一定吉日_一。臨_一河祓禊。即入_一野宮_一。自_一遷入日_一。至_一于明年八月_一。齋_一於此宮_一。九月上旬。卜_一定吉日_一。臨_一河祓禊。參_一入於伊勢齋宮_一。

祓禊条では、天皇が即位した後に卜定をし新しい齋王を決めた後、初齋院に入り次の年の8月に野宮に移る、またさらに次の年の9月に伊勢に赴くという内容になっている。

そこで、各齋王の卜定、野宮に入る日、伊勢に赴く日を見て、いつから『延喜齋宮式』祓禊条に沿って行うようになったのかを調べた。前節と同じく、天武天皇の大来皇女から仁明天皇の久子内親王のときまでを対象とした。ただし、初齋院に関しては大来皇女から久子内親王までどの齋王のときにも記述がないため省いた。

まず、各齋王が卜定された年月日はそれぞれ以下の通りである。大来皇女、当耆皇女、泉皇女、田形皇女、井上内親王、酒人内親王、布勢内親王、大原内親王、仁子内親王、宜子女王、久子内親王の卜定の記述があった。

大来皇女：(天武二年夏四月) 己巳。欲_レ遣_一侍_一大来皇女于天照大神宮_一。(『日本紀略』)

当耆皇女：(文武二年) 九月丁卯。遣_下当耆皇女_一侍_上于伊勢齋宮_一。(『日本紀略』)

泉皇女：(大宝元年二月) 己未。遣_一泉内親王_一。侍_一於伊勢齋宮_一。(『日本紀略』)

田形皇女：(慶雲三年八月) 庚子。遣三品田形内親王。侍于伊勢大神宮。(『続日本紀』)

井上内親王：(養老五年) 九月乙卯、天皇御_一内安殿_一、遣_レ使供_一幣帛於伊勢太神宮_一。以_一皇子女井上王_一為_一齋内親王_一。(『続日本紀』)

酒人内親王：(宝龜三年十一月) 己丑。以酒人内親王為伊勢齋。(『続日本紀』)

布勢内親王：(延暦十六年四月) 癸酉。以_一布施内親王_一為_一伊勢大神宮齋_一。(『日本紀略』)

大原内親王：(大同元年) 十一月壬寅。以_一大原内親王_一為_一伊勢齋内親王_一。(『日本紀略』)

仁子内親王：(大同四年八月) 甲申。定_一仁子内親王_一為_一伊勢齋_一。(『日本紀略』)

宜子女王：(天長五年二月) 己亥。宜子女王奉_レ定_一齋王_一。(『日本紀略』)

久子内親王：(天長十年三月) 癸丑。以久子内親王為伊勢齋宮。(『続日本後紀』)

また、各齋王が野宮に入った年月日はそれぞれ以下の通りである。大来皇女、酒人内親王、朝原内親王、布勢内親王、大原内親王、氏子内親王、久子内親王の野宮に入る記述があった。

大来皇女：(天武二年夏四月) 己巳。欲遣侍大来皇女于天照大神宮。而令居泊瀬齋宮。是先潔身。稍近神之所也。(『日本紀略』)

井上内親王：官曹事類云、右符案云、養老五年九月十一日、天皇御内安殿、以少納言正五位上紀朝臣男人為舍人、引中臣從五位上中臣朝臣東人、忌部大初位忌部宿禰皆麻呂等、伊勢大神宮幣附皆麻呂、渡会神宮幣附无位中臣朝臣古麻呂訖、即以皇太子女井上王為齋王、仍移於北池辺新造宮、(『政事要略』)

酒人内親王：(宝龜三年十一月) 己丑。以酒人内親王為伊勢齋。權居春日齋宮。(『続日本紀』)

朝原内親王：(延暦四年八月) 丙戌、天皇、行幸平城宮。先是、朝原内親王齋居平城。(『続日本紀』)

布勢内親王：(延暦十六年八月) 甲戌。齋内親王禊于葛野川。即為入野宮。(『日本紀略』)

大原内親王：(大同三年八月) 乙亥。齋内親王禊於葛野川。即移入野宮。(『日本後紀』)

氏子内親王：(天長元年八月) 庚寅。任伊勢齋内親王入野宮次第司。(『日本紀略』)

久子内親王：(承和元年八月) 乙巳。久子内親王為可侍伊勢齋宮。先禊祓賀茂川。始入野宮。(『続日本後紀』)

野宮に関しては、朝原内親王以降 8 月に野宮入りとなっている。

さらに、各齋王が伊勢に赴く年月日はそれぞれ以下の通りである。大来皇女、泉皇女、久勢女王、井上内親王、酒人内親王、朝原内親王、布勢内親王、大原内親王、仁子内親王、宣子女王、久子内親王の群行の記述があった。

大来皇女：(天武三年冬十月) 乙酉。大来皇女自泊瀬齋宮向伊勢齋宮。(『日本紀略』)

泉皇女：(大宝三年閏正月) 癸酉。泉内親王參伊勢太神宮。(『日本紀略』)

久勢女王：(養老元年) 夏四月乙亥、遣久勢女王、侍于伊勢太神宮。從官賜祿各有差。是日發入。百官送至京城外而還。(『続日本紀』)

井上内親王：(神龜四年) 九月壬申、遣井上内親王、侍於伊勢太神宮焉。(『続日本紀』)

酒人内親王：(宝龜五年) 九月己亥、齋内親王向于伊勢。(『日本紀略』)

朝原内親王：(延暦四年九月) 己亥、齋内親王向伊勢太神宮。百官陪從、至大和国堺而還。(『続日本紀』)

布勢内親王：(延暦十八年) 九月甲辰。齋内親王_発野宮_。赴_。伊勢_。遣_下侍従々四位下中臣王。参議正四位下藤原朝臣乙叡等_送焉。(『日本紀略』)

大原内親王：(大同三年九月) 癸未。齋内親王向伊勢。(『日本後紀』)

仁子内親王：(弘仁二年九月) 乙未。齋内親王入_。伊勢_。諸司陪従如_レ常。(『日本紀略』)

宜子女王：(天長七年九月) 丁丑。天皇御_。大極殿_。奉_。幣伊勢大神_。依_。齋女王参入_。也。(『日本紀略』)

久子内親王：(承和二年九月) 丁未。天皇御大極殿。発遣齋内親王於伊勢大神宮。(『続日本後紀』)

群行に関しては、井上内親王以降 9 月に行われている。

以上をまとめたものが【表 2】である。仁子内親王の動向を見てみると、809 年 8 月 11 日に卜定され、811 年 9 月 4 日に群行している。前齋王の大原内親王の動向を見ると、806 年 11 月 13 日に卜定、その翌年の 807 年 8 月 24 日に野宮入り、808 年 9 月 4 日に群行となっている。仁子内親王の野宮入りの記述はなかったが、大原内親王の 806 年 11 月 13 日卜定、807 年 8 月 24 日野宮入り、808 年 9 月 4 日群行という動向や祓禊条を踏まえると、809 年 8 月 11 日に卜定された後、その翌年の 810 年 8 月に野宮入りした可能性がある。811 年 9 月 4 日に群行し、809 年 8 月 11 日の卜定から 2 年の間があるため、810 年に野宮入りしたことも十分考えられる。また、氏子内親王は 824 年 8 月 14 日に野宮に入っている。しかし、卜定と群行の記述はない。そこで、まず卜定について考えると、823 年 4 月に淳和天皇が即位しており、天皇の即位以後に齋王が卜定されるため、氏子内親王の卜定は 823 年 4 月で以降である。加えて、824 年 8 月 14 日に野宮に入っているため、氏子内親王の卜定は 823 年 4 月から 824 年 8 月の間だが、おそらく 823 年の終わりまでには行われていたと思われる。さらに、群行について考えると、824 年 8 月に野宮に入ってから、827 年 2 月に病気で退下するまでの間であるが、前述したように、大原内親王の動向や祓禊条を踏まえると、825 年 9 月に群行をした可能性が考えられる。したがって、氏子内親王は 823 年に卜定され、824 年 8 月 14 日に野宮入り、825 年 9 月に群行ということもありうる。また、宜子女王は 828 年 2 月 12 日に卜定され、830 年 9 月 6 日に群行をしており、野宮入りの記述が欠けている。これについても、仁子内親王と同じ考察をした結果、829 年 8 月に野宮に入ったとすることもできるのではないだろうか。

以上を踏まえて各齋王の動向を見てみると、奈良時代は『延喜齋宮式』祓禊条にあるような、卜定の次の年の 8 月に野宮に移り、またさらに次の年の 9 月に伊勢に赴く、ということはない。例えば、朝原内親王は 782 年 8 月 1 日に卜定され、785 年 8 月 24 日に野宮

に入り、785年9月7日に群行をしている。一方、大原内親王は806年11月13日に卜定、その翌年の807年8月24日に野宮入り、808年9月4日に群行となっており、祓禊条に括弧されている。また、それ以後の氏子内親王、久子内親王などにも続いている。そうすると、祓禊条の規則通りに行われるようになったのは、大原内親王の頃からではないだろうか。

第三節 野宮の名称

前節を踏まえて、野宮についてさらに詳しく検討していくと、天武天皇の大来皇女から仁明天皇の久子内親王まで野宮についての記載があるのは、大来皇女、井上内親王、酒人内親王、朝原内親王、布勢内親王、大原内親王、氏子内親王、久子内親王である。

以下がその記述である。

大来皇女：(二年夏四月)己巳。欲遣侍大来皇女于天照大神宮。而令居泊瀬齋宮。是先潔身。稍近神之所也。(『日本紀略』)

井上内親王：官曹事類云、右符案云、養老五年九月十一日、天皇御内安殿、以少納言正五位上紀朝臣男人為舍人、引中臣從五位上中臣朝臣東人、忌部大初位忌部宿禰皆麻呂等、伊勢大神宮幣附皆麻呂、渡会神宮幣附无位中臣朝臣古麻呂訖、即以皇太子女井上王為齋王、仍移於北池辺新造宮。(『政事要略』)

酒人内親王：(宝龜三年十一月)己丑。以酒人内親王為伊勢齋。權居春日齋宮。(『続日本紀』)

朝原内親王：(延暦四年八月)丙戌、天皇、行幸平城宮。先是、朝原内親王齋居平城。(『続日本紀』)

布勢内親王：(延暦十六年八月)甲戌。齋内親王禊于葛野川。即為入野宮。(『日本紀略』)

大原内親王：(大同三年八月)乙亥。齋内親王禊於葛野川。即移入野宮。(『日本後紀』)

氏子内親王：(天長元年八月)庚寅。任伊勢齋内親王入野宮次第司。(『日本紀略』)

久子内親王：(承和元年八月)乙巳。久子内親王為可侍伊勢齋宮。先禊祓賀茂川。始入野宮。(『続日本後紀』)

飛鳥時代の来皇女の野宮は泊瀬齋宮、井上内親王の野宮は北池辺新造宮、酒人内親王の野宮は春日齋宮、朝原内親王の野宮は平城齋宮という具体的な場所で記述がされている。それぞれの野宮がどこにあったのか、確実なことはわかっていない。吉田達氏(1979)によると、北池は平城京内裏の北にある水上池として、井上内親王が滞在した北池辺新造宮は平城

京の北の松林苑付近にあったと述べている【図 1】。また、山中智恵子氏（1980）は、「北池辺宮はどこかわからないが、平城宮の東、春日のあたりかと思われる。あるいは、平城宮跡の北に、昭和五十四年に、その実在を発掘確認された「松林宮」（松林苑）跡の、東外郭の外に接して存在するハジカミ池のあたりであろうか。」と述べている。このように、井上内親王が滞在した北池辺新造宮の場所は確定されていないが、平城京北にある池付近にあった可能性が考えられる。また、酒人内親王が滞在した春日齋宮について、「春日」という名から平城京東の春日地域付近が考えられる。吉田達氏（1979）によると春日齋宮は「東院」の東南隅に近年発掘された園池地域に西接する、自然地形のままに現存した今日の「宇奈太理坐高御魂神社」の地区、あるいは、少なくともその付近であった」と述べている。したがって、春日齋宮は平城京の東から春日付近にあったようである。さらに、朝原内親王が滞在した平城齋宮についても具体的な場所は明らかになっていないが、「平城」という名から平城京周辺と思われる。このように、朝原内親王までは、野宮としてその地名に関連した名前がつけられていることがわかる。

しかし、布勢内親王のときからは、「野宮」という言葉で表されるようになる。このことから、布勢内親王のときに「野宮」という言葉が作られ、使われるようになったのではないだろうか。北池辺新造宮、春日齋宮、平城齋宮の推定地付近は現在でも池や川が近くにあり緑豊かな場所で、文字通り野にある宮という感じである。布勢内親王以前は都の近くの野原に潔斎のための宮を造るということは決まっていたものの、その宮の名前は建てる場所によってそれぞれつけられており、「野宮」という言葉はなかったのではないだろうか。そうすると、布勢内親王のときに「野宮」という言葉が作られ、使われるようになったと考えられる。

第三章 桓武・嵯峨朝の齋王と齋宮

第一節 伊勢齋宮と賀茂齋院

賀茂齋院とは賀茂神社に仕えていた伊勢の齋王とは別の齋王を指す。最初の齋院は、嵯峨天皇と交野女王の娘の有智子内親王だとされている（註3）。弘仁元（810）年9月に、平城上皇と嵯峨天皇の間に王権をめぐる争いである菓子の変が起こった。『一代要記』によれば、賀茂齋院は嵯峨天皇が菓子の変の戦勝を謝すために、娘の有智子内親王を賀茂神社に送ったのが始まりである、としている。したがって、嵯峨天皇の治世からは、国の守護神に奉仕する伊勢齋宮と、平安京の守護神に奉仕する賀茂齋院の二つが存在していた。

賀茂齋院に関する規則は伊勢齋宮と同じく『延喜式』に詳しくあり、齋院司式として定められている。『延喜式』の齋宮式と齋院司式には、定齋王（院）条、忌詞条、大殿祭条、晦日解除料条など同じ名の条文がある。そこで、以下では『延喜齋宮式』と『延喜齋院司式』の条文を比較し、文言の共通性や違いを見ていくことで、両式の関係を明らかにしていきたい。ただし、史料中の実線は『延喜齋宮式』と『延喜齋院司式』の各条で文言が一致している箇所、波線は両式で同じ文言が記載されているが書かれている順番が異なるものである。

まずは『延喜齋宮式』定齋王条と『延喜齋院司式』定齋院条を比較する。

『延喜齋宮式』定齋王条

凡天皇即位者。定伊勢太神宮齋王。仍簡内親王未嫁者卜之。若無内親王者。依世次。簡定女王卜之。訖。即遣勅使於彼家。告示事由。神祇祐已上一人率僚下。隨勅使共向。卜部解除。神部以木綿著賢木。立殿四面及内外門。賢木。木綿所司儲之。解除料。散米酒肴等。本家儲之。其後擇日時。百官為大祓。同尋常二季儀。

『延喜齋院司式』定齋院条

凡天皇即位。定賀茂大神齋王。仍簡内親王未嫁者卜之。若無内親王者。依世次簡諸女王卜之。卜食訖。遣勅使於彼家。告示事由。神祇祐已上一人率僚下隨勅使共向。卜部解除。神部以木綿著賢木。立寢殿四面及内外門。木綿。賢木。所司備之。解除料等。本家儲之。事畢。賜祿。中臣。忌部以下各有差。其後遣參議已上一人於上下兩社。奉幣告定齋王状。内藏寮備幣。卜部一人隨使。就川頭向社解除。

「凡天皇即位者…解除料等。本家儲之。」まで、伊勢太神宮と賀茂大神の違い以外は文言が一致しており、割書までも同じである。波線部も一部あるが、賢木と木綿が逆に書かれているだけであるので、大差はない。一方、違いもあり『延喜齋院司式』定齋院条では、使が賀茂神社に遣わされて齋王を定めたことを報告するとの記載がある。『延喜齋宮式』では、その内容は祓料条として定齋王条とは別に定められている（註4）。したがって、『延喜齋院司式』では定齋王条としてまとめられているが、『延喜齋宮式』は定齋王条と祓料条に分けられており、細かく条が作られている。

次に、『延喜齋宮式』忌詞条と『延喜齋院司式』忌詞条を比較する。

『延喜齋宮式』忌詞条

凡忌詞。内七言。佛稱中子。經稱染紙。塔稱阿良良岐。寺稱瓦葺。僧稱髮長。尼稱女髮長。

齋稱片膳。外七言。死稱奈保留。病稱夜須美。哭稱鹽垂。血稱阿世。打稱撫。宀稱菌。墓稱壤。又別忌詞。堂稱香燃。優婆塞稱角筥。

『延喜齋院司式』忌詞条

凡忌詞。死稱直。病稱息。泣稱鹽垂。血稱汗。完稱菌。打稱撫。墓稱壤。

忌詞として、『延喜齋宮式』忌詞条の外七言と『延喜齋院司式』忌詞条はほぼ一致している。「打稱撫。」と「宀(完)稱菌。」が逆に書かれており、なぜ順番符が違うのか検討の余地があるが、条文の意味に影響はしない。一方、違いもあり『延喜齋宮式』忌詞条には仏教に関する言葉を避ける内七言も定められている。筒井正明氏(2010)によると、齋宮の忌詞は伊勢神宮の忌詞に影響されて成立した、と述べられている。伊勢神宮は仏教との関係を避けるために、仏教に関する忌詞を作った。したがって、伊勢神宮の忌詞に影響された『延喜齋宮式』忌詞条には、仏教に関する忌詞が含まれているのであろう。さらに、『延喜齋宮式』忌詞条には別忌詞も定められているが、『延喜式(上)』(2000)の補注に、「内に入るもののうち、忌避の度合いが少ない二語を別として付加したものか。」とある。このことから、伊勢齋宮の方が忌詞が多くより厳格なものとなっている。

次に、『延喜齋宮式』解除料条と『延喜齋院司式』晦解除条を比較する。

『延喜齋宮式』解除料条

晦日解除料野宮。齋宮准此。

庸布一丈四尺。御麻料安芸木綿四両。麻八両。鉄人像二枚。鍬二口。酒二升。稻二束。鰯。堅魚。海藻各一斤。醋二升。鹽一升一合。柑。坏各一口。

『延喜齋院司式』晦解除条

晦日解除料

庸布一丈四尺。鍬二口。安芸木綿十両。麻八両。米。酒各二升。鰯。堅魚。海藻各一斤。稻二束。

解除料として、庸布一丈四尺、麻八両、堅魚、海藻各一斤と数までもが一致している。また、記載してある順番は違うが、鍬二口、酒二升、稻二束、鰯が一致しており、なぜ順番が違うかは検討の必要があるが、それぞれ数も同じである。一方、『延喜齋宮式』解除料条には、御麻料、鉄人像二枚、醋二升、鹽一升一合、柑、坏各一口とあり、『延喜齋院司式』晦日解除料条よりはるかに種類が多い。鉄人像という他とは少し質が違うものも含まれている。

したがって、伊勢齋宮の解除料の方がより重視されているようである。

次に、『延喜齋宮式』河頭祓条と『延喜齋院司式』祓物条を比較する。

『延喜齋宮式』河頭祓条

凡齋王将入于初齋院、臨河頭為祓。令陰陽寮擇定日時、入野宮。伊勢齋宮之時准此。前禊二日。弁官率院別当已下并陰陽寮及諸司。到河邊點定其地奏之。至于期日。齋王駕車赴向。走孺十二人。車副廿四人。取物十人。供膳韓櫃三合。同雜器物二荷。盥器韓櫃。装物韓櫃各一合。衣服韓櫃二合。祿物韓櫃六合。擔夫並用衛士。膳部六人。舍人二人。荷領十四人。藏人所陪從六人。内侍及院女別当已下。並從車後。内侍已下。藏人已上乘私車。采女。女孺已下乘馬寮車。勅使參議一人。院別当一人。四位二人。五位二人。六位四人。並前驅。左右近衛。左右兵衛各二人。左右門部各二人。左右火長各十人供奉。左右京職官人。率兵士已上迎候。山城国司。率郡司候京極路。弁一人。史一人。史生二人。官掌一人。率供奉諸司就禊所行事。齋王到幕。臨流而禊。神祇官中臣進麻。宮主誦祓詞。訖。即賜勅使已下饌并祿。弁官録見參。付院別当給之。既而迴帰入初齋院。即卜定供膳并立賢木。

『延喜齋院司式』祓物条

五色繩各四尺。鹽二升。酒。米各一斗。鰯。堅魚。海藻各三斤。匏一柄。輦籠一腰。加枒。庸布二段。食薦二枚。黄蘗五斤。安芸木綿三兩。凡木綿。麻各一斤。鋏二口。稻二束。夫二人。

右。依前件申官請用。其前禊二日。弁官率院別当已下并陰陽寮及供奉諸司。到河邊點定其地奏之。至于期日。齋王駕車赴向。走孺十人。車副十四人。手振十人。取物十人。装物韓櫃。盥器韓櫃各一合。擔夫用院食糧。供膳韓櫃三合。同雜器物二荷。衣服韓櫃二合。祿物韓櫃六合。擔夫並用衛士。膳部六人。舍人二人。荷領十人。藏人所陪從六人。院女別当已下並從車後。女別当已下。藏人已上乘私車。采女。女孺以下乘馬寮車。勅使。參議一人。院別当一人。五位四人。六位四人並前驅。左右近衛。左右兵衛各二人。左右門部各二人。左右火長各十人供奉。左右京職官人率兵士已上迎候。山城国司率郡司候京極路。弁一人。史一人。史生二人。官掌一人。率供奉諸司。就禊所行事。齋王到幕臨流而禊。神祇官中臣進麻。宮主誦祓詞。訖。即賜勅使已下饌并祿。弁官録見參。付院別当。既而迴帰入初齋院。即卜定供膳并立賢木。

両式とも「其前禊二日…齋王駕車赴向。」「六位四人並前驅…即卜定供膳并立賢木。」は、文言がまったく一致している。また、「供膳韓櫃三合、同雜器物二荷、盥器韓櫃、装物韓櫃各一合。」は、記載されている順番が違うが、それぞれ数までが同じである。しかし、齋王

の禊への従者にはいくつか相違しているところがある。まず、『延喜齋宮式』河頭祓条では「走孺十二人、車副廿四人、荷領十四人」、『延喜齋院司式』祓物条では「走孺十人、車副十四人、手振十人、荷領十人」となっている。祓物条のみにある手振を除いて、どの従者も伊勢齋宮の方が多し。次に、河頭祓条では「内侍已下。」となつてゐるところ、祓物条では「女別当已下。」となつてゐる。どちらも女官であるが、違ふ役職が任命されてゐる。さらに、河頭祓条では「四位二人、五位二人。」とあるが、祓物条では「五位四人。」と書かれてゐる。どちらも四人ではあるが、伊勢齋宮の方は五位より官位が高い四位が二人任じられてゐる。したがつて、従者の人数や官位を見ると、伊勢齋宮の方が従者の人数が多く、賀茂齋院の従者より官位が高い人が含まれてゐる。

『延喜齋宮式』と『延喜齋院司式』の条文の文言を比較した結果、割書を含む文言がそっくり一致してゐる。同じ文言でも書かれてゐる順番が異なつてゐる箇所もあり、なぜ違ふのか検討の必要があるが、順番が異なつてゐても条文の意味は変わらない。このことから、定齋王条と定齋院条、忌詞条、解除料条と晦解除条、河頭祓条と祓物条は、ほぼ同じものから作られてゐることがわかる。

また、『延喜式（上）』（2000）の補注には「この禊は小右記に「如_レ賀茂祭_一」とあり、後の例ではあるが、初度の禊について「所衆等装束等如_レ齋院例_一」（行親記）とあるから、賀茂祭の齋院の禊とほぼ同じと見てよい。」と書かれてゐる。後世の史料ではあるが『小右記』に、伊勢の齋王が行ふ初齋院に入る前の禊は賀茂祭の齋院の禊と同じである、という記載がある。また、同じく『延喜式（上）』（2000）の補注に「九冊イ本傍注に「依御短冊准齋院式改作」とあるので、本条は齋院式4 祓物条に准じて改作されたことがわかる」とも書かれてゐる（註5）。九条家冊子本の傍注によると、『延喜齋院司式』祓物条をもとにして『延喜齋宮式』河頭祓条が改作されたのである。

このように、『延喜齋宮式』と『延喜齋院司式』の定齋王条と定齋院条、忌詞条、解除料条と晦解除条、河頭祓条と祓物条は文言がそっくり一致してゐる。また、後世の史料によると、『延喜齋宮式』河頭祓条は『延喜齋院司式』祓物条をもととして作られたとあるため、『延喜齋院司式』をもとにして『弘仁式』の齋宮の記述が新たに書き換えられ、または、『弘仁式』とは違ふ新しい条が作られて、『延喜齋宮式』として定められたと考えられる。以上を見ていくと、少なくとも『延喜齋宮式』定齋王条、忌詞条、解除料条、河頭祓条は賀茂齋院をもとにして作られたことがわかる。

加えて、定院条では使が賀茂神社に遣わされて齋王を定めたことを報告するとの記載もあるが、『延喜齋宮式』では、その内容は祓料条として定齋王条とは別に定められてゐることから、伊勢齋宮の方がより細かく条が作られてゐる。また、伊勢齋宮の忌詞条は穢れに関する

る忌詞だけでなく、仏教に関する忌詞も定められていることから、伊勢齋宮の方が厳しく規則が定まっている。さらに、『延喜齋宮式』解除料条は、『延喜齋院司式』晦日解除料条より解除料の種類が多く、伊勢齋宮の解除料の方に力を入れている。最後に、伊勢齋宮の河頭祓条は賀茂齋院の祓物条より従者の人数が多く、また、官位が高くなっており、伊勢齋宮が重視されている。このことから、賀茂齋院をもとにして『延喜齋宮式』の条文が作られたが、齋院司式より齋宮式の方が上という立場であったのではないだろうか。

第二節 方格地割の造営

齋王の伊勢での住まいや寝殿、また、齋宮寮という齋王に関する事務を行う役所を総称して齋宮と言う。最盛期には齋宮で、五百人あまりの人々が働いていたとされる（註 6）。齋宮に関する記述には、以下のようなものがある。

（宝亀二（771）年十一月）庚子、遣鍛冶正從五位下氣太王、造齋宮於伊勢国。（『続日本紀』）

（宝亀六（775）年八月）癸未、伊勢、尾張、美濃言、九日有異常風雨。漂一没百姓三百餘人、牛馬千餘、及壞国分并諸寺塔十九。其官私廬舎、不可勝数。遣使修理伊勢齋宮、又分頭案檢諸国被害百姓。（『続日本紀』）

（延暦四（785）年四月）丁亥、從五位上紀朝臣作良為造齋宮長官。（『続日本紀』）

宝亀二年十一月の記述が、今わかっている一番最初の齋宮に関する記述であるため、少なくとも 771 年に齋宮は存在していたことがわかる（註 7）。

現在の三重県多気郡明和町に齋宮跡として指定されている場所があり、近年の発掘調査によって、奈良時代頃から齋宮が史跡の東部にあったということが確認されている【図 2】。そして、史跡内から方格地割と見られる区画道路などが見つかっており、字名を由来として、方格地割の区画ごとに名前がつけられている【図 3】。特に、齋宮の中心部とされる内院が重点的に発掘されており、内院は牛葉東区画、鍛冶山西区画にあったと考えられている。

従来、2000 編年に基づいて、方格地割の各遺構の時期が考えられていた。しかし、脇田大輔氏（2012）によって、2000 編年にかわる新編年が考案されている【図 4】。脇田氏によると、673～770 年を第 I 期第 1 段階～第 6 段階、770 年～784 年を第 I 期第 7 段階、784～796 年を第 II 期第 1 段階第 1 小期、796～810 年を第 II 期第 1 段階第 2 小期などとして、内院地区遺構時期変遷の再確認をしている（註 8）。以下では、脇田氏の研究をもとに、牛

馬東区画、鍛冶山西区画の遺構を見ていく。

・第Ⅰ期第7段階（770～784年）【図5】

牛馬東区画、鍛冶山西区画での遺構は特に構造的なものはない。伊勢官道が北西から南東にのびており、それに沿って掘立柱の総柱建物が検出されている。脇田氏は、同時期の土坑として挙げられているSK6225の出土土師器に注目し、その土師器がc手法で調整されていることから、2000編年では730年まで遡っているが、770年前後が妥当だと考えている。そして、785年の気多王の斎宮への派遣を考えると、この時期は方格地割造営以前の伊勢斎宮の様相を示しており、770年～784年の時期であると考えている。

・第Ⅱ期第1段階第1小期（784～796年）【図6】

この時期の遺構から、長岡京出土土器と同じ外面全面ヘラケズリのc手法の土器が出土している。朝原内親王の群行（785年）から退下した時期（796年）を考慮し、この時期を784～796年と脇田氏は定めている。二重掘立柱塀や、規格性の高い建物遺構が立ち並んでいることから、この頃には前段階に見えた伊勢官道は機能していなかったようである。また、鍛冶山西区画と鍛冶山中区画の区画間道路が認められず、外郭掘立柱塀は鍛冶山中区画まで及んでいる。しかし、鍛冶山西区画と牛葉東区画の区画間道路は造営されていることから、方格地割の造営はこの時期に行われていたことは確実であると脇田氏は考えている。そして、おそらく斎宮の整備はこの段階で一旦完成していたとしている。

・第Ⅱ期第1段階第2小期（796～810年）【図7】

この時期の出土土器は、平安Ⅰ期中段階の後半、平安京遷都の初期段階の土器型式に相当しており、布勢内親王、大原内親王の在任期間も考慮して、796～810年と脇田氏は考えている。また、鍛冶山西区画と鍛冶山中区画間道路が形成されたのがこの時期だとしている。

以上のような脇田氏の研究をもとに考えると、785年の気多王の派遣によって、斎宮が整備され始め796年にほぼ方格地割が完成し、796～810年に鍛冶山西区画と鍛冶山中区画間道路も完成したということがわかる。796年に斎宮の整備が一旦完成していたと考えると、方格地割造営後に初めて斎宮に入ったのは、799年に群行をした布勢内親王である。また、796～810年の間に鍛冶山西区画と鍛冶山中区画間道路も形成され、方格地割としてより整えられるのは、大原内親王、仁子内親王の頃である。そうすると、斎宮が整備されたのは、桓武天皇の布勢内親王のときであり、平城天皇の大原内親王、嵯峨天皇の仁子内親王の頃に

も、さらに齋宮が整備されたと考えられる。

第四章 齋王制度の変遷

第一節 伊勢齋宮の確立

第二章第一節で述べたように、『延喜齋宮式』に記載されている条文と齋王の動向が概ね一致するようになるのは、桓武天皇の布勢内親王の頃からである。布勢内親王に関する記載で欠けているのは、【表 1】のように、初齋院、野宮への従者、群行後従者に禄を与える、の三項目である。しかし、初齋院の記述は、今回調べた大来皇女から久子内親王の間では存在しておらず、清和天皇の恬子内親王のときに初出である。加えて、齋王の野宮入り時の従者、群行後従者に禄を与えるについては、従者についての記述であるので古い時代ほど記述が欠けている可能性がある。実際に、大来皇女から久子内親王の間で野宮への従者、群行後従者に禄を与えるの記述があったのは、久勢女王と井上内親王の2例だけであった。したがって、布勢内親王は齋王制度に沿っていると言えるであろう。また、『延喜齋宮式』勢江州忌条の齋王が群行する年の9月中は北辰に燈を灯すことを禁止すること、『延喜齋宮式』祓禊条の野宮入り前に川で禊をするようになるのは、布勢内親王のときからとなっている。さらに、卜定の記述は、大来皇女、当耆皇女、泉内親王、田形内親王、井上内親王、酒人内親王と布勢内親王以前はまちまちであったが、布勢内親王以後はほとんどの齋王に記述がある。同じように、齋王決定の伊勢神宮への報告は、井上内親王、安倍内親王の記述だけであったが、布勢内親王以後はほぼ記述があり安定して行われている。このように、布勢内親王のときは齋王制度に沿って行われている。

第二章第三節では野宮の名前に着目し、布勢内親王以前は、井上内親王のときに北池辺新造宮、酒人内親王の時に春日齋宮、朝原内親王のときに平城齋宮など地名にちなんだ名がつけられているが、布勢内親王以後は「野宮」という言葉で表されるようになる。このように、布勢内親王のときに「野宮」という言葉が作られ使われるようになったと考えられる。

また、第三章第二節では齋宮が大規模な方格地割になった時期に注目し、方格地割が796年に造営された後、初めて齋宮に入ったのは799年に群行をした布勢内親王であった。方格地割完成前は規模が小さいものであったと考えられる。

したがって、第二章第一節、第二章第三節、第三章第二節での考察から、齋王制度は桓武天皇の布勢内親王のときに確立されたのである。第二章第一節で見たように布勢内親王以前は齋王制度が不安定な状態であったことがうかがえる。

しかし、第二章第二節で見たように、『延喜齋宮式』祓禊条通りに卜定、野宮入り、群行を行うようになるのは平城天皇の大原内親王のときからとなっている。布勢内親王は797年4月18日に卜定、797年8月21日に野宮入り、799年9月3日に群行をしており、野宮入りが1年早くなっているため、祓禊条に従っていない。このことから、齋王制度は前述したように布勢内親王のときに一旦確立したが、第二段階として大原内親王のときにさらに制度化されたのだと考えられる。これは、第三章第二節でも述べたように、齋宮の方格地割の整備が大原内親王のときにも引き続き行われ、鍛冶山西区画と鍛冶山中央区画間道路が形成されたことから言えるであろう。よって、布勢内親王のときに確立された齋王制度は、平城天皇の御代に再び確立したのである。

また、第三章第一節では『延喜齋宮式』と『延喜齋院司式』の文言の比較を通して、両式の間で同じ内容の条文があり、『延喜齋宮式』と『延喜齋院司式』の定齋王条と定齋院条、忌詞条、解除料条と晦解除条、河頭祓条と祓物条は文言が一致しているということを見た。加えて、後世の史料を参考にし、『延喜齋宮式』河頭祓条は『延喜齋院司式』祓物条をもとにして作られたという記載があるため、少なくとも『延喜齋宮式』定齋王条、忌詞条、解除料条、河頭祓条は賀茂齋院をもとにして作られたことがわかる。そして、定院条では使が賀茂神社に遣わされて齋王を定めたことを報告するとの記載もあるが、『延喜齋宮式』では、その内容は祓料条として定齋王条とは別に定められている。伊勢齋宮の忌詞条は穢れに関する忌詞だけでなく、仏教に関する忌詞も定められていることから、伊勢齋宮の方が厳しく規則が定まっている。『延喜齋宮式』解除料条は、『延喜齋院司式』晦日解除料条より解除料の種類が多く、伊勢齋宮の解除料の方に力を入れている。伊勢齋宮の河頭祓条は賀茂齋院の祓物条より従者の人数が多く、また、官位が高くなっており、重視されている。このように、賀茂齋院をもとにして『延喜齋宮式』の条文が作られたが、齋院司式より齋宮式の方が上位であったと思われる。以上から、齋王制度は810年にできた賀茂齋院がきっかけとなり、さらに制度化され最終的に齋王制度として確立したのではないだろうか。賀茂齋院が始まったときの伊勢齋宮は嵯峨天皇のときの仁子内親王であるので、仁子内親王のときに齋王制度が完全に確立されたのだと思われる。

したがって、齋王制度は布勢内親王のときに一旦確立された後、大原内親王のときに再び制度化され、最終的に仁子内親王のときに賀茂齋院がきっかけとなり最終的に確立した。これは延暦から弘仁の間であり、この時期に制度としてまとまったのである。

一方、山中智恵子氏や田中卓氏が指摘しているように、聖武天皇の井上内親王の頃の齋王制度確立が問題となる。第二章第一節で考察した結果によると、確かに井上内親王のときにも『延喜齋宮式』の規則と同じ動向が多く行われている。考えるに、布勢内親王のときに確

立された齋王制度は、井上内親王のときに行われたものがベースとなっているのではないかと思う。例えば、井上内親王のときに初めて行われた、伊勢神宮への齋王決定の報告は布勢内親王のときにも引き継がれている。井上内親王のときに作られた規則がある程度理想的なものであったため、それをもとにして布勢内親王のときに齋王制度として確立されたのではないだろうか。また、井上内親王のときに行われなかったもの、安倍内親王のときから始まった大祓使に関することや、県女王のときから始まった群行時の監送使の見送りなどを合わせて、より理想的な齋王制度を作ったのだと思われる。このように、桓武天皇の布勢内親王から嵯峨天皇の仁子内親王のときに確立した齋王制度は、井上内親王のときに行ったことを基礎として、その他の齋王の動向を補充して作られたものだと考える。

奈良時代の齋王制度は平安時代と同じであるという説があるが、奈良時代と平安時代には大きな違いがある。第二章第一節や第二章第二節で述べたように、奈良時代は『延喜齋宮式』に記載があるような所作はあまり行っておらず、制度が整っていなかった。また、第二章第三節で述べたように、平安時代以前は地名が由来となって野宮の名前が齋王ごとに付けられており「野宮」という名称も作られていなかった。さらに、第三章第二節で見たように、齋宮跡の遺構から、奈良時代の齋宮の規模は小さく建物の配置もまばらであった。このように奈良時代は制度が不安定な状態であったが、平安時代に移っていくなかで齋王制度として確立したのである。

第二節 齋王制度確立の契機

前節で見てきたように、齋王制度が確立されたのは桓武天皇から嵯峨天皇の御代の間だと思われるが、その契機は何なのかが問題となる。桓武天皇の布勢内親王のときに、齋王制度が確立された契機の一つとして、まず桓武天皇の出自が挙げられるのではないだろうか。桓武天皇の父親は白壁王であり後の光仁天皇であるが、母親は高野新笠であり百濟出身の一族の生まれであるので身分が低かった。母親の身分の低さから桓武天皇はもともと皇位継承候補ではなかったほどなので、自らの天皇としての権威を示すために神祇政策にも力を入れていたと考えられる。これは、桓武天皇のときに『止由気宮儀式帳』や『皇太神宮儀式帳』が作られていることからわかる。特に、伊勢神宮は皇祖神を祭っているため、齋王に関することにも力を入れたのだと思われる。

二つ目に平安京の造営が挙げられる。平安京の前の都である長岡京では、造長岡宮使の藤原種継が暗殺されたり、日照りによる飢饉や疫病の大流行、大雨での川の氾濫など、不幸が相次いで起こった。したがって、平安京遷都を契機として、大きな不幸が起こらないよう神

を手厚く祭るようになったのではないだろうか。桓武天皇のときの齋王は朝原内親王と布勢内親王がいるが、布勢内親王のときからきちんと齋王制度にのっとるようになったのも、この平安京遷都が契機だからだと考えられる。

また、齋王制度の確立時期が嵯峨天皇まで続く一因として、嵯峨天皇の父が桓武天皇であることが挙げられる。嵯峨天皇は父桓武天皇の方針を受け継ぎ忠実に施行していた。したがって、桓武天皇が力を入れた齋王制度にも同じく力を入れたのだと思われる。

これらのことが契機となり、桓武・嵯峨朝で齋王制度は確立されたのであろう。

おわりに

以上、本稿では奈良時代から平安時代に移っていくなかで、齋王制度がいつ頃どのように変容して確立していったのか、また、その契機となったのは何なのかを論じた。

第一章では、研究史として、天武天皇の大来皇女の頃に齋王制度が制度化されたと考えられており、田中卓氏や山中智恵子氏によると、聖武天皇の井上内親王のときに齋王制度が確立されたという説があることを見た。

第二章第一節では、『延喜齋宮式』に記載されている齋王の制度と、各齋王のときに実際に何が行われていたのか調べたものを、照らし合わせて考察を行った。そして、桓武天皇の布勢内親王、平城天皇の大原内親王の頃から『弘仁式』通りに齋王制度を行っていたのではないかと論じた。

第二章第二節では、『延喜齋宮式』祓禊条で決められている、卜定されてから初齋院に入り、野宮に行き、伊勢に群行するまで、それぞれ行うべき年月と、各齋王が実際に行った年月を比較した。そして、『延喜齋宮式』祓禊条で決められている年月通りに行うのは、平城天皇の大原内親王、嵯峨天皇の仁子内親王の頃からであった。

第二章第三節では野宮に着目し、朝原内親王までは史料に具体的な名で野宮が表わされていたが、布勢内親王のときから野宮という言葉が出てくることを見た。したがって、布勢内親王のときに野宮という言葉が作られ、使われるようになったのではないかと、ということ述べた。

第三章第一節では、嵯峨天皇のときに始まったとされる賀茂齋院の規則が載っている『延喜齋院司式』と『延喜齋宮式』の文言の比較をし、『延喜齋宮式』と『延喜齋院司式』の定齋王条と定齋院条、忌詞条、解除料条と晦解除条、河頭祓条と祓物条は文言が一致していた。そして、後世の史料を参考に『延喜齋院司式』で決められたものをもとにして、齋王条、忌詞条、解除料条、河頭祓条が定められたことを述べた。

第三章第二節では、齋宮跡の一部から見つかった方格地割は、桓武天皇の布勢内親王のときに整備されたものであり、平城天皇の大原内親王、嵯峨天皇の仁子内親王のときにも、齋宮が引き続き整備されていたことを見た。

第四章第一節では、奈良時代では齋王制度はまだ不安定な状態であり、平安時代になって齋王制度が確立したということを論じた。その変化の時期が桓武・嵯峨朝である延暦から弘仁の間であり、桓武天皇の布勢内親王のときに一旦確立された後、平城天皇のときにさらに制度化され、嵯峨天皇のときに賀茂齋院を契機として最終的に確立されたのである。そして、布勢内親王のときに確立した齋王制度は、井上内親王のときに行ったことを基礎としながら、安倍内親王など他の齋王のときに行ったことを補充して作られた可能性があることを述べた。

第四章第二節では、桓武天皇のときに齋王制度が確立された理由として、桓武天皇の出自が低かったことと、平安京の造営を挙げた。また、嵯峨天皇のときに最終的に確立する理由として、嵯峨天皇が桓武天皇の政策に忠実であったことを述べた。

このように、本稿では、奈良時代から平安時代に移っていくなかで、齋王制度が桓武天皇の布勢内親王のときに一旦確立された後、平城天皇のときにさらに制度化され、嵯峨天皇のときに賀茂齋院を契機として最終的に確立された、ということを論じた。加えて、布勢内親王のときに確立した齋王制度は、井上内親王のときに行ったことを基礎としながら、また、県女王や安倍内親王など他の齋王のときに初めて行われたことを補充して作られた可能性があることを述べた。奈良時代は制度が不安定な状態であったが、平安時代に移っていくなかで齋王制度として確立したのである。しかし、課題が残る論文であったと思っている。特に、『延喜齋宮式』と『延喜齋院司式』の文言の比較で、両式の文言の一致がある一方、差異があることの原因を考察できなかった点である。同じ文言でありながら、順番が入れ替わっている箇所などについて、その理由を提示することができればよかった。今後も齋王に関する研究がさらに行われ、全貌解明に至ることを期待したい。

註

註1) 山中智恵子氏(1980)は「天武朝に、中断していた齋王を再び派遣、制度化への道を開かれた」と述べ、天武天皇の大来皇女の頃に齋王制度の制度化を見出している。

註2) 榎村寛之氏(2004)は、歴代の齋王の名を記した史料である『二所太神宮例文』や『齋宮記』では最初の齋王は豊鍬入姫命となっており、『扶桑略記』などでは大来皇女を初代と

している、と述べている。

註3) 『平安時代史事典』賀茂齋院表 (古代学協会 1994 角川書店) による。

註4) 祓料条：木綿、麻各大四斤。鹿皮四枚，鹿角四枝。大刀四口、弓四枝、箭四具。鍬四口。藁一斤。庸布二段。酒、米各四斗。稻四束。鰯、堅魚各八斤。醋卅斤。海藻廿六斤、滑海藻十斤、雜海菜八斤、鹽四斗。水戸四口、匏四柄。軾料、庸布五段、短帖一枚、薦二枚、馬二疋。已上、所司各送大祓所。又遣使奉幣太神宮、為告卜定齋王之状也。其儀同神嘗祭使。
(『延喜式』)

註5) 九冊イ本とは、九条家冊子本のことを指す。

註6) 『延喜齋宮式』月料節料条の「凡齋内親王月料。及節料等。皆准在京。其官人。主典已上廿六人。番上一百一人。命婦一人。乳母三人。女孀卅九人。御厠人二人。御洗二人。別米二升。塩二勺。仕丁十五人。駟使丁廿五人。飼丁八人。取神郡并神戸仕丁充之。今良八人。別米二升。塩二勺。女丁十人。将従二百七十三人。別米一升五合。塩一勺五撮。戸座一人。火炬小女二人。別米一升四合。塩一勺四撮。宮主并卜部家口四人。別米一升五合。塩一勺五撮。」という記述から、この時期に齋宮では520人が働いていたとされている。

註7) 泉雄二氏 (2006) は「齋宮の造営について確認できる最初の文献は、『続日本紀』である。」と述べている。

註8) 2000 編年の時期区分は、673～770 年を第Ⅰ期第1段階～第3段階、770年～785年を第Ⅰ期第4段階、785～820年を第Ⅱ期第1段階としている。

史料

1、天皇が即位をした後、卜定が行われ未婚の内親王または女王から齋王が選ばれる (定齋王条)。

●『延喜式』の条文

凡天皇即位者。定伊勢太神宮齋王。仍簡内親王未嫁者卜之。若無内親王者。依世次。

簡_一定女王_一卜之。訖即遣_一勅使於彼家_一。告_一示事由_一。神祇祐已上一人率_一僚下_一。隨_一勅使_一共向。卜部解除。神部以_一木綿_一著_一賢木_一。立_一殿四面及内外門_一。賢木。木綿所司儲之。解除料散米酒肴等本家儲之。其後擇_一日時_一。百官為_一大祓_一。同_一尋常二季儀_一。(『延喜式』)

●歴代齋王の関係記事

- ・大来皇女：(天武二年夏四月) 己巳。欲_レ遣_レ侍_一大来皇女于天照大神宮_一。(『日本紀略』)
- ・当耆皇女：(文武二年) 九月丁卯。遣_下当耆皇女_一侍_中于伊勢齋宮_一。(『日本紀略』)
- ・泉皇女：(大宝元年二月) 己未。遣_一泉内親王_一。侍_一於伊勢齋宮_一。(『日本紀略』)
- ・田形皇女：(慶雲三年八月) 庚子。遣三品田形内親王。侍于伊勢大神宮。(『続日本紀』)
- ・井上内親王：(養老五年) 九月乙卯、天皇御_一内安殿_一、遣_レ使供_一幣帛於伊勢太神宮_一。以_一皇太子女井上王_一為_一齋内親王_一。(『続日本紀』)
- ・酒人内親王：(宝龜三年十一月) 己丑。以酒人内親王為伊勢齋。(『続日本紀』)
- ・布勢内親王：(延暦十六年四月) 癸酉。以_一布施内親王_一為_一伊勢大神宮齋_一。(『日本紀略』)
- ・大原内親王：(大同元年) 十一月壬寅。以_一大原内親王_一為_一伊勢齋内親王_一。(『日本紀略』)
- ・仁子内親王：(大同四年八月) 甲申。定_一仁子内親王_一為_一伊勢齋_一。(『日本紀略』)
- ・宜子女王：(天長五年二月) 己亥。宜子女王奉_レ定_一齋王_一。(『日本紀略』)
- ・久子内親王：(天長十年三月) 癸丑。以久子内親王為伊勢齋宮。(『続日本後紀』)

2、使を遣わして、齋王決定の報告を伊勢神宮にする(祓料条)。

●『延喜式』の条文

木綿、麻各大四斤。鹿皮四枚、鹿角四枝。大刀四口、弓四枝、箭四具。鉞四口。藁一斤。庸布二段。酒、米各四斗。稻四束。鰯、堅魚各八斤。醋卅斤。海藻廿六斤、滑海藻十斤、雜海菜八斤、鹽四斗。水戸四口、匏四柄。軾料、庸布五段、短帖一枚、薦二枚、馬二疋。已上、所司各送大祓所。又遣使奉幣太神宮、為告卜定齋王之状也。其儀同神嘗祭使。(『延喜式』)

●歴代齋王の関係記事

- ・井上内親王：(養老五年) 九月乙卯、天皇御_一内安殿_一、遣_レ使供_一幣帛於伊勢太神宮_一。以_一皇太子女井上王_一為_一齋内親王_一。(『続日本紀』)
- ・安倍内親王：(天平宝字二年八月) 戊午。遣撰津大夫從三位池田王。告齋王事于伊勢太神宮。(『続日本紀』)
- ・布勢内親王：(延暦十八年八月) 丙申。奉_一幣帛於伊勢大神宮_一。以_一齋内親王將_一入_一齋宮_一也。(『日本紀略』)

- ・大原内親王：(大同元年十一月) 己酉。遣近衛權中將從四位下藤原朝臣真夏等於伊勢大神宮、告以易齋内親王事也。(『類聚国史』)
- ・仁子内親王：(大同五年四月) 戊子。遣使於伊勢大神宮、告定齋内親王之状。(『日本紀略』)
- ・宜子女王：(天長五年二月) 壬子。御_レ小安殿。遣_レ使奉_レ幣大神宮。其詞云。天皇大命云々。中務卿四品仲野親王女宜子女王云々。(『日本紀略』)
- ・久子内親王：(天長十年四月) 甲子。遣内匠頭正五位下楠野王於伊瀬大神宮。告齋宮宜子女王之替定久子内親王之状。(『続日本後紀』)

3、卜定で宮城内のある場所を初齋院として選び、禊をしてから次の年の7月まで齋王は初齋院にとどまる(禊禊条)。

●『延喜式』の条文

凡齋内親王定畢。即卜_レ宮城内便所。為_レ初齋院。禊而入。至_レ于明年七月。齋_レ於此院。更卜_レ城外淨野。造_レ野宮。畢。八月上旬。卜_レ定吉日。臨_レ河禊。即入_レ野宮。自_レ遷入日。至_レ于明年八月。齋_レ於此宮。九月上旬。卜_レ定吉日。臨_レ河禊。參_レ入於伊勢齋宮。(『延喜式』)

4、8月に卜定をして野宮という仮の宮を京外に造り、齋王は川で禊を行う(禊禊条)。

●『延喜式』の条文

凡齋内親王定畢。即卜_レ宮城内便所。為_レ初齋院。禊而入。至_レ于明年七月。齋_レ於此院。更卜_レ城外淨野。造_レ野宮。畢。八月上旬。卜_レ定吉日。臨_レ河禊。即入_レ野宮。自_レ遷入日。至_レ于明年八月。齋_レ於此宮。九月上旬。卜_レ定吉日。臨_レ河禊。參_レ入於伊勢齋宮。(『延喜式』)

●歴代齋王の関係記事

- ・布勢内親王：(延暦十六年八月) 甲戌。齋内親王禊_レ于葛野川。即為_レ入_レ野宮。(『日本紀略』)
- ・大原内親王：(大同三年八月) 乙亥。齋内親王禊於葛野川。即移入野宮。(『日本後紀』)
- ・久子内親王：(承和元年八月) 乙巳。久子内親王為可侍伊勢齋宮。先禊禊賀茂川。始入野宮。(『続日本後紀』)

5、従者に付き添われて齋王は野宮に向かう。従者には禄を与える(河頭禊)。

●『延喜式』の条文

齋王遷一入野宮河頭禊

其日齋王駕輿。輿者。主殿官人率史生。前禊二日設候。輿長八人。駕輿丁卅人。駕馬女廿人。乳母二人。藏人六人。采女四人。童女四人。掃部二人。御廁二人。勅使大納言。中納言各一人。參議二人。四位。五位各四人。禊事既畢。賜饌并祿。勅使已下五位已上。內藏寮饗之。六位已下大膳職。訖即廻歸。便留野宮更賜祿。自餘之儀。大略同初度禊。(『延喜式』)

●歷代齋王の關係記事

・井上内親王：官曹事類云、右符案云、養老五年九月十一日、天皇御内安殿、以少納言正五位上紀朝臣男人為舍人、引中臣從五位上中臣朝臣東人、忌部大初位忌部宿禰皆麻呂等、伊勢大神宮幣附皆麻呂、渡会神宮幣附无位中臣朝臣古麻呂訖、即以皇太子女井上王為齋王、仍移於北池辺新造宮、其儀、右大臣從二位長屋王率參議以上及侍從并孫王等而前從之、内侍從五位下播磨直月足、從五位下余比壳大利率等女孺數十人、而從之、乳母二人領小女子十余許人、繞輿從行、中臣正六位上菅生朝臣忍梓、忌部從七位上忌部宿禰君子与前從行、昇輿人用左右大舍人六人、並著青褶布衣、正五位下葛城王、從五位上佐為王為前輿長、從五位上桜井王、從五位下大井王為後輿長、從五位下石上朝臣勝男領前内舍人八人、從五位上榎井朝臣広国領後内舍人八人、左右衛士從宮門至齋宮道、兩邊陣立至宮安置訖、其威儀從者及衛士各令却還、其齋宮任中臣從八位下中臣朝臣大庭、忌部從八位上忌部宿禰虫名、宮主少初位下伊吉卜部年麻呂、神部四人、卜部一人、古坐一人、御炬二人。(『政事要略』)

6、齋王は次の年の8月まで野宮で暮らす(祓禊条)。

●『延喜式』の条文

凡齋内親王定畢。即卜宮城内便所。為初齋院。祓禊而入。至于明年七月。齋於此院。更卜城外淨野。造野宮畢。八月上旬。卜定吉日。臨河祓禊。即入野宮。自遷入日。至于明年八月。齋於此宮。九月上旬。卜定吉日。臨河祓禊。參入於伊勢齋宮。(『延喜式』)

●歷代齋王の關係記事

・大来皇女：(二年夏四月)己巳。欲遣侍大来皇女于天照大神宮。而令居泊瀬齋宮。是先潔身。稍近神之所也。(『日本紀略』)

・井上内親王：官曹事類云、右符案云、養老五年九月十一日、天皇御内安殿、以少納言正五位上紀朝臣男人為舍人、引中臣從五位上中臣朝臣東人、忌部大初位忌部宿禰皆麻

呂等、伊勢大神宮幣附_二皆麻呂_一、渡会神宮幣附_二无位中臣朝臣古麻呂_一訖、即以_二皇太子女井上王_一為_二齋王_一、仍移_二於北池辺新造宮_一、(『政事要略』)

・酒人内親王：(宝龜三年十一月) 己丑。以酒人内親王為伊勢齋。權居春日齋宮。(『続日本紀』)

・朝原内親王：(延曆四年八月) 丙戌、天皇、行_二一幸平城宮_一。先_レ是、朝原内親王齋_二一居平城_一。(『続日本紀』)

・布勢内親王：(延曆十六年八月) 甲戌。齋内親王祓_二于葛野川_一。即為_レ入_二野宮_一。(『日本紀略』)

・大原内親王：(大同三年八月) 乙亥。齋内親王禊於葛野川。即移入野宮。(『日本後紀』)

・氏子内親王：(天長元年八月) 庚寅。任_二伊勢齋内親王入_二野宮_一次第司_上。(『日本紀略』)

・久子内親王：(承和元年八月) 乙巳。久子内親王為可侍伊勢齋宮。先禊祓賀茂川。始入野宮。(『続日本後紀』)

7、齋王が伊勢に赴く年の7月もしくは8月に、大祓使を左右京・五畿内・七道にそれぞれ一人ずつ派遣する(大祓使条)。

●『延喜式』の条文

凡齋王將_レ入_二太神宮_一。在前七月若八月。同時遣_二大祓使_一。左右京一人。五畿内一人。七道各一人。(『延喜式』)

●歴代齋王の関係記事

・安倍内親王：(天平宝字五年八月) 辛巳晦、大祓。以_二齋内親王將_レ向_二伊勢_一也。(『続日本紀』)

・酒人内親王：(宝龜五年八月) 庚午、遣_レ使、祓_二淨天下諸国_一。以_二齋内親王將_レ向_二伊勢_一也。(『続日本紀』)

・布勢内親王：(延曆十八年七月庚午) 遣_二使祓_二畿内七道諸国_一。以_二齋内親王將_レ入_二伊勢_一也。(『日本後紀』)

8、齋王が伊勢に赴く年の9月中は、北辰に燈を灯すことを禁止する(勢江州忌条)。

●『延喜式』の条文

凡齋王將入太神宮之時、自九月一日迄卅日、京畿内、伊勢、近江等国、不得奉燈北辰、及舉哀改葬。(『延喜式』)

●歴代齋王の関係記事

- ・布勢内親王：(延暦十八年九月) 是月。禁_二京畿百姓奉_一北辰燈_一。以_二齋内親王入_一伊勢齋宮_一也。(『日本後紀』)
- ・仁子内親王：(弘仁二年) 九月壬辰朔。禁今月祭北辰舉哀改葬等事。以齋内親王入伊勢也。(『日本後紀』)
- ・久子内親王：(承和二年八月) 乙亥。且禁京畿之内来月供北辰灯。以齋内親王可入伊勢也。(『続日本後紀』)

9、9月の上旬に卜定をし吉日を決めて、川で禊をした後齋王は伊勢に赴く(祓禊条)。

●『延喜式』の条文

凡齋内親王定畢。即卜_二宮城内便所_一。為_二初齋院_一。祓禊而入。至_二于明年七月_一。齋_二於此院_一。更卜_二城外淨野_一。造_二野宮_一畢。八月上旬。卜_一定吉日。臨_レ河祓禊。即入_二野宮_一。自_二遷入日_一。至_二于明年八月_一。齋_二於此宮_一。九月上旬。卜_一定吉日。臨_レ河祓禊。參_一入於伊勢齋宮。(『延喜式』)

●歴代齋王の関係記事

- ・大来皇女：(天武三年冬十月) 乙酉。大来皇女自_二泊瀬齋宮_一向_二伊勢齋宮_一。(『日本紀略』)
- ・泉皇女：(大宝三年閏正月) 癸酉。泉内親王參_二伊勢太神宮_一。(『日本紀略』)
- ・久勢女王：(養老元年) 夏四月乙亥。遣_二久勢女王_一、侍_二于伊勢太神宮_一。從官賜_レ禄各有_レ差。是日発入。百官送至京城外而還。(『続日本紀』)
- ・井上内親王：(神龜四年) 九月壬申、遣_二井上内親王_一、侍_二於伊勢太神宮_一焉。(『続日本紀』)
- ・梟女王：(天平十八年九月) 壬子。先是懸女王為齋王。至是発入。大臣已下送出門外。諸司亦送至京外而還。(『続日本紀』)
- ・酒人内親王：(宝龜五年) 九月己亥、齋内親王向_二于伊勢_一。(『日本紀略』)
- ・朝原内親王：(延暦四年九月) 己亥、齋内親王向_二伊勢太神宮_一。百官陪從、至_二大和国堺_一而還。(『続日本紀』)
- ・布勢内親王：(延暦十八年) 九月甲辰。齋内親王発_二野宮_一。赴_二伊勢_一。遣_二侍從々四位下中臣王。參議正四位下藤原朝臣乙叡等_一送_レ焉。(『日本紀略』)
- ・大原内親王：(大同三年九月) 癸未。齋内親王向伊勢。(『日本後紀』)
- ・仁子内親王：(弘仁二年九月) 乙未。齋内親王入_二伊勢_一。諸司陪從如_レ常。(『日本紀略』)
- ・宜子女王：(天長七年九月) 丁丑。天皇御_二大極殿_一。奉_二幣伊勢大神_一依_二齋女王參入_一也。(『日本紀略』)

・久子内親王：(承和二年九月)丁未。天皇御大極殿。発遣斎内親王於伊勢大神宮。(『続日本後紀』)

10、監送使が斎王に付き添っていく(監送使条)。

●『延喜式』の条文

凡斎内親王臨。預定_レ監送使_一。参議一人。或以_二中納言_一充_レ之。弁一人。史一人。六位以下官人一人。即使及斎宮官人以下。皆賜_レ装束_一。使四位布十段。五位布五段。六位絁一疋。綿一屯、布一段。唯忌部布三段。斎宮頭絹十疋。綿廿屯。布廿段。助絹八疋。綿十五屯。布十五段。主神司中臣、忌部、寮允、舍人司長。膳部司長。各絹四疋。綿六屯。布五段。寮属。蔵部。炊部。酒部。水部。女部。殿部。薬部。掃部。門部。馬部長。及二司判官等。絹三疋。綿五屯。布四段。宮主。舍人。蔵部。膳部。門部主典各絁二疋。綿四屯。布三段。史生。大舍人寮舍人。及諸司番上等各絹一疋。綿二屯。布二段。寮使部各布二段。飼丁。今良各布一段。其命婦者。雑色綾廿疋。綿卅屯。布廿段。乳母。各雑色帛綾十四疋。綿廿屯。布十三段。一等女孺各雑色。帛十疋。綿十屯。布五段。二等女孺。各雑色帛八疋。綿七屯。布四段。三等女孺。各絹六疋。綿五屯。布三段。大殿守。各雑色帛四疋。綿四屯。布二段。女丁。各雑色帛二疋二丈五尺。賃布一段。綿四屯。戸座。火炬小子。各絹二疋二丈。綿四屯。布二段。縹布一丈五尺。(『延喜式』)

●歴代斎王の関係記事

・県女王：(天平十八年九月)壬子。先是懸女王為斎王。至是発入。大臣已下送出門外。諸司亦送至京外而還。(『続日本紀』)

・朝原内親王：(延暦四年九月)己亥。斎内親王向_レ伊勢太神宮_一。百官陪從。至_二大和国堺_一而還。(『続日本紀』)

・布勢内親王：(延暦十八年)九月甲辰。斎内親王発_レ野宮_一。赴_二伊勢_一。遣_下侍從々四位下中臣王。参議正四位下藤原朝臣乙叡等_一送_上焉。(『日本紀略』)

・仁子内親王：(弘仁二年九月)乙未。斎内親王入_レ伊勢_一。諸司陪從如_レ常。(『日本紀略』)

11、監送使や斎宮寮の官人は禄をもらう(監送使条)。

●『延喜式』の条文

凡斎内親王臨。預定_レ監送使_一。参議一人。或以_二中納言_一充_レ之。弁一人。史一人。六位以下官人一人。即使及斎宮官人以下。皆賜_レ装束_一。使四位布十段。五位布五段。六位絁一疋。綿一屯、布一段。唯忌部布三段。斎宮頭絹十疋。綿廿屯。布廿段。助絹八疋。綿十五屯。布十五段。

主神司中臣、忌部、寮允、舍人司長。膳部司長。各絹四疋。綿六屯。布五段。寮屬。藏部。炊部。酒部。水部。女部。殿部。菓部。掃部。門部。馬部長。及二司判官等。絹三疋。綿五屯。布四段。宮主。舍人。藏部。膳部。門部主典各絹二疋。綿四屯。布三段。史生。大舍人寮舍人。及諸司番上等各絹一疋。綿二屯。布二段。寮使部各布二段。飼丁。今良各布一段。其命婦者。雜色綾廿疋。綿卅屯。布廿段。乳母。各雜色帛綾十四疋。綿廿屯。布十三段。一等女孺各雜色。帛十疋。綿十屯。布五段。二等女孺。各雜色帛八疋。綿七屯。布四段。三等女孺。各絹六疋。綿五屯。布三段。大殿守。各雜色帛四疋。綿四屯。布二段。女丁。各雜色帛二疋二丈五尺。贗布一段。綿四屯。戸座。火炬小子。各絹二疋二丈。綿四屯。布二段。縹布一丈五尺。(『延喜式』)

●歴代齋王の関係記事

・久勢女王：(養老元年)夏四月乙亥、遣_二久勢女王_一、侍_二于伊勢太神宮_一。從官賜_レ祿各有_レ差。是日薨入。(『続日本紀』)

1 2、天皇の譲位や齋王の近親の死、または齋王の病気などで任を解かれる(齋王相代条)。

ただし、『延喜齋宮式』には、天皇の譲位や齋王の病気で任を解かれるという具体的な解任理由の記載はない。

●『延喜式』の条文

凡齋王相代、應帰京者、遣使奉幣亦如初。若_レ遭_二国哀及親喪者_一、遣中臣一人告其状、不奉幣帛。

●歴代齋王の関係記事

・大来皇女：朱鳥元年九月戊戌朔丙午、天淳中原瀛真人天皇崩。皇后臨朝稱制。(『日本書紀』)

・井上内親王：(天平十六年閏正月)丁丑。薨。時年十七。遣從四位下大市王。紀朝臣飯麻呂等。監護喪事。親王天皇之皇子也。母夫人正三位懸犬養宿禰廣刀自。從五位下唐之女也。(『続日本紀』)

・県女王：(天平勝宝元年五月)甲辰。是日。伊勢齋王為_レ遭_二親喪_一。自齋宮退出。(『続日本紀』)

・酒人内親王：(宝龜六年四月)己丑。井上内親王。他戸王並卒。(『続日本紀』)

・浄庭女王：(天応元年四月)辛卯。是日。皇太子受禪即位。(『続日本紀』)

・布勢内親王：(大同元年三月)辛巳。(略)有頃天皇崩於正寢。春秋七十。(『日本後紀』)

・大原内親王：(大同四年)夏四月丙子朔。(略)天皇從去春寢膳不安。遂禪位於皇大弟。(『日本後紀』)

・仁子内親王：(弘仁十四年四月) 庚子。(略) 仍欲伝位於太弟、已經数年。今果宿心、宜知之。(『日本紀略』)

・氏子内親王：(天長四年二月辛丑) 又伊勢齋内親王。本病屢発。奉齋之事不_レ堪所_レ奏依。京都還参上事云々。(『日本紀略』)

・宜子女王：天長十年春二月戊午朔乙酉。皇帝於淳和院讓位于皇太子。(『続日本後紀』)

・久子内親王：(嘉祥三年三月) 己亥。地震。帝崩於清涼殿。(『続日本後紀』)

1 3、退下した後、都から使が遣わされ、幣などを伊勢神宮に奉る(齋王相代条)。

●『延喜式』の条文

凡齋王相代、應歸京者、遣使奉幣亦如初。若遭国哀及親喪者、遣中臣一人告其状、不奉幣帛。

●歴代齋王の関係記事

・朝原内親王：(延暦十五年二月) 丁丑。奉_レ幣伊勢太神宮_一。以_レ齋内親王退_一也。(『日本紀略』)

・布勢内親王：(大同元年四月) 己酉。遣使奉幣於伊勢大神宮。以齋内親王歸京也。(『日本後紀』)

・仁子内親王：(弘仁十四年六月) 丙戌。天皇御_レ大極殿後殿_一。獻_レ幣帛伊勢太神宮_一。為_レ停_レ定_レ齋内親王_一也。(『日本紀略』)

1 4、歸京する際に、使を派遣して齋王を迎えに行く(遣使奉迎条)。

●『延喜式』の条文

凡齋王還京者、若有遭故還者、不用初入之道。遣使奉迎。五位、六位各一人、近江與伊勢堺上祇候。弁一人率史生、官掌各一人、参齋宮檢校歸発。其齋王衣服、輿輦之類、官便附使送之。皆堺上而脱易。衣服之類給忌部、輿輦之類給中臣。又各加鞍御馬一疋。其頓宮及供給、准向国之例。(『延喜式』)

●歴代齋王の関係記事

・朝原内親王：(延暦十五年三月) 丙申。遣_下左少辨兼左兵衛佐橘朝臣入居等_一迎_中齋内親王_上。(『日本紀略』)

・布勢内親王：(大同元年夏四月戊申) 是日。遣_下右兵庫頭從五位下佐伯王。左衛士佐從五位下百濟教俊等_一。迎_中齋内親王於伊勢国_上。(『日本後紀』)

・久子内親王：(嘉祥三年) 五月己卯。大風。折木殺草。記災也。遣侍從從五位上嶋江王。

左少弁從五位下文室朝臣助雄。中務少丞正六位上百濟王忠岑。内舎人正六位上八多朝臣湊。從八位上清瀧朝臣岑成等。向伊勢太神宮。迎齋内親王。大祓於建礼門前（『日本文徳天皇実録』）。

15、原則来た道を通って帰京するが、近親の死など不幸なことで帰京する場合は、来た道と異なる道を通って帰京する（遣使奉迎条）。

●『延喜式』の条文

凡齋王還京者、若有遭故還者、不用初入之道。遣使奉迎。五位、六位各一人、近江與伊勢堺上祗候。弁一人率史生、官掌各一人、參齋宮檢校帰発。其齋王衣服、輿輦之類、官便附使送之。皆堺上而脱易。衣服之類給忌部、輿輦之類給中臣。又各加鞍御馬一疋。其頓宮及供給、准向国之例。（『延喜式』）

●歴代齋王の關係記事

・大来皇女：（朱鳥元年）十一月丁酉朔壬子、奉伊勢神祠皇女大來、還至京師。（『日本書紀』）

参考文献

史料

- ・『交替式・弘仁式・延喜式前篇』黒板勝美 1986 吉川弘文館
- ・『延喜式中篇』黒板勝美 1984 吉川弘文館
- ・『延喜式後篇』黒板勝美 1986 吉川弘文館
- ・『延喜式（上）』虎尾俊哉 2000 集英社
- ・『続日本紀一』青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸 校注 1989 岩波書店
- ・『続日本紀二』青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸 校注 1990 岩波書店
- ・『続日本紀三』青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸 校注 1992 岩波書店
- ・『続日本紀四』青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸 校注 1995 岩波書店
- ・『続日本紀五』青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸 校注 1998 岩波書店
- ・『日本後紀』黒板勝美 1984 吉川弘文館
- ・『日本紀略』国史大系 1897-1901
- ・『続日本後紀』黒板勝美 1983 吉川弘文館
- ・『日本文徳天皇実録』黒板勝美

- ・『日本三代実録』黒板勝美 1986 吉川弘文館
- ・『江家次第』神道体系 1991 神道大系編纂会
- ・『政事要略』

論文・書籍

- ・泉雄二 『伊勢斎宮跡 今に蘇る斎王の宮殿』 2006 同成社
- ・榎村寛之 『律令天皇制祭祀の研究』 1996 塙書房
- ・榎村寛之 『伊勢斎宮と斎王』 2004 塙選書
- ・榎村寛之 『伊勢斎宮の歴史と文化』 2009 塙書房
- ・榎村寛之 『伊勢神宮と古代王権』 2012 筑摩選書
- ・田中卓 『伊勢神宮の創祀と発展』 1985 国書刊行会
- ・虎尾俊哉 『延喜式』 1964 吉川弘文館
- ・山中智恵子 『斎宮女御徽子女王 歌と生涯』 1976 大和書房
- ・山中智恵子 『斎宮志』 1980 大和書房
- ・山中智恵子 『続斎宮志』 1992 砂子屋書房
- ・吉田達 『『伊勢物語』初段を考える(上)』『語文研究』 1979
- ・脇田大輔 「伊勢斎宮方格地割内院地区の遺構変遷に関する一考察—斎宮土器編年と鍛冶山西区画の再検討を中心に—」三重大学卒業論文 2012
- ・『平成 22 年度特別展 賀茂斎院と伊勢斎宮 展示図録』 斎宮歴史博物館 2010
- ・『平安時代史事典』 古代学協会 1994 角川書店

報告書

- ・『斎宮跡発掘調査報告 I 内院地区の調査 本文編』 斎宮歴史博物館 2001
- ・『斎宮歴史博物館研究紀要二十』(筒井正明「斎宮の忌詞に関する雑録」) 斎宮歴史博物館 2010

(ながはら まいか 三重大学人文学部 2012 年度卒業生)

【図1】 平城京周辺地図（吉田達『伊勢物語』初段を考える（上）」より）



【図2】 斎宮跡と方格地割図（『斎宮跡発掘調査報告Ⅰ 内院地区の調査
本文編』より一部加工）



【図4】 新編年（脇田大輔「伊勢斎宮方格地割内院地区の遺構変遷に関する一考察—斎宮土器編年と鍛冶山西区画の再検討を中心に—」より）

| 私文編年 年 | 私文編年 区分 | 7000年 前後 年代 | 7000年 前後遺構 | 都城遺跡 | |
|-----------|----------------------|-------------------|-----------------|------|-------------------|
| 671 | 第1期 第1段階 | 710 | SB1615 (第30次) | IV | |
| 697 | 第2段階 | | SK1255 (第77次) | | |
| 707 | 第3段階 | | SK5102 (第70-1次) | V | 平城 I |
| 715 | 第4段階 | | | | |
| 724 | 第5段階 | | SK1098 (第211次) | II | |
| 719 | 第6段階 | | | III | |
| 770 | 第7段階 | | SK6210 (第88次) | IV | |
| | | SE4580 (第69次) | V | | |
| 784 | 第II期 第1段階 第1小期 | 785 | SK6030 (第86次) | VI | 平安 京 建 中 |
| 796 | 第2小期 | 820 | SK1445 (第34次) | | |
| 810 | 第2段階 第1小期 | 850 | SK5200 (第77次) | VII | I 新 |
| 824 | 第2小期 | | SK1045 (第70次) | | |
| 839 | 第3小期 | | | | |
| 850 | 第III期 第1段階 | | SK7410 (第109次) | | II 古 |
| | | | SK2650 (第44次) | | |
| 880 | 第2段階 | 900 | | | II 中 |
| 900 | 第3段階 | | SK6666 (第95次) | | |
| 930 | 第IV期 第1段階 | | SK7030 (第103次) | | |
| | | | SK7040 (第103次) | | |
| 960 | 第2段階 | 950 | SC4050中層 (第61次) | | II 新 |
| 985 | 第3段階 | | SF4050上層 (第61次) | | |
| 1016 | 第V期 第1段階 | 1000 | SF7000 (第314次) | | III |
| 1036 | 第2段階 | 1050 | SK1730 (第52次) | | IV |
| 1068 | 第3段階 | | SK1074 (第70次) | | |
| 1086 | 第VI期 第1段階 | | SD3052 (第50次) | | |
| 1123 | 第2段階 | 1100 | | | V |
| 1152 | 第3段階 | | | | |
| 1180 | 第VII期 第1段階 | | | | |
| 1210 | 第2段階 | | | | |
| 1242 | 第3段階 | | | | |
| 1272 | 第VIII期 第1段階 | | | | |
| | | 1113 | | | VI |
| | | | | | VII |

【図5】 第I期第7段階（770～784年）遺構図（『齋宮跡発掘調査報告I 内院地区の調査 本文編』より）

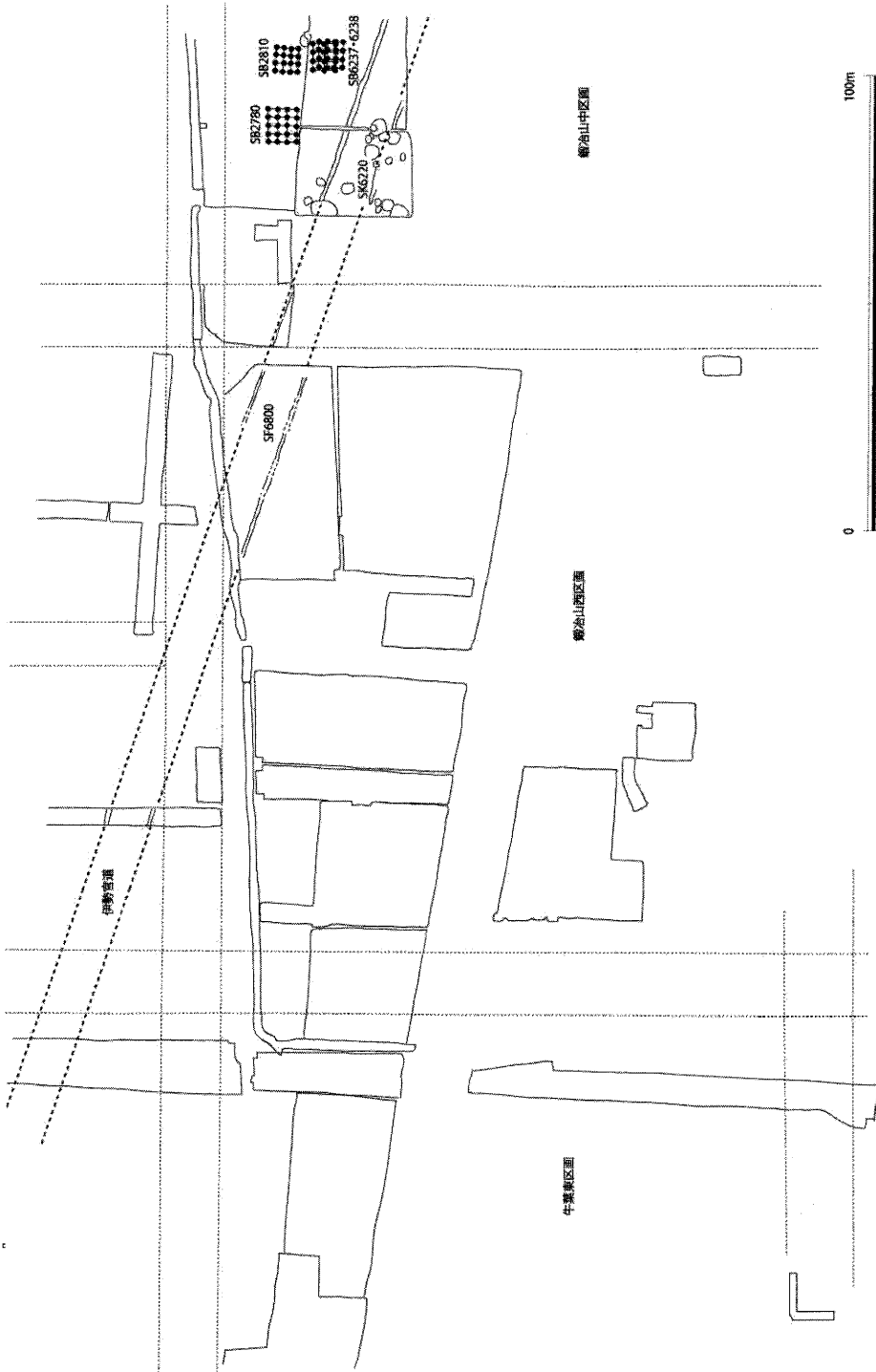


表1

| 仁明 | 淳和 | | 嵯峨 | 平城 | 桓武 | | 光仁 | | 淳仁 | 孝謙 | 聖武 | 元正・聖武 | | 元正 | 元明 | | | 文武・元明 | | 文武 | 天武 | 天皇 | |
|-----|----|----|----|-----|-----|------|----|------|----|----|----|--------|----|----|----|----|----|-------|----|----|---------|----------|----|
| 久子 | 宣子 | 氏子 | 仁子 | 大原 | 布勢 | 朝原 | 淨庭 | 酒人 | 安倍 | 小宅 | 梶 | 井上 | 久勢 | 円方 | 智努 | 多紀 | 田形 | 泉 | 当耆 | 大来 | 齋王 | | |
| ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | | | ◎ | | | | ◎ | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 卜定 | | |
| ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | | | | ◎ | | | ◎ | | | | | | | | | 齋王決定の報告 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 初齋院 | | |
| 葛野川 | | | | 葛野川 | 葛野川 | | | | | | | | | | | | | | | | 野宮入り前の祓 | | |
| | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | 野宮への従者 | | |
| ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | 平城齋宮 | | 春日齋宮 | | | | 北池辺新造宮 | | | | | | | | | 泊瀬齋宮 | 野宮 | |
| | | | | | ◎ | | | ◎ | ◎ | | | | | | | | | | | | | 大祓使 | |
| ◎ | | | ◎ | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | 北辰の燈を禁止 | |
| ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | △ | ◎ | △ | | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | ○ | | ○ | 群行 | |
| | | | ◎ | | ◎ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | 監送使が見送る | |
| | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | 従者に禄を与える | |
| ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | △ | ◎ | △ | △ | | ◎ | ○ | △ | | | | | | | △ | | ◎ | 退下 |
| | | | ◎ | | ◎ | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | 伊勢に退下の報告 | |
| ○ | | | | | ○ | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | 使の迎え | |
| △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | △ | △ | △ | | | | | | | △ | | ◎ | 帰京 |

表2

| 久子 | 宣子 | 氏子 | 仁子 | 大原 | 布勢 | 朝原 | 淨庭 | 酒人 | 安倍 | 小宅 | 梶 | 井上 | 久勢 | 円方 | 智努 | 多紀 | 田形 | 泉 | 当耆 | 大来 | 齋王 | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|----|----|-------------|--------------|-------------|----|----|----|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 833. 3.26 | 828. 2.12 | 823.? | 809. 8.11 | 806. 11.13 | 797. 4.18 | 782. 8.1 | 775. 4.29 | 772. 11.13 | | | | 721.9 .11 | | | | | 706. 8.29 | 701. 2.16 | 698. 9.10 | 673. 4.14 | 卜定 | |
| 834. 8.27 | 829. 8.? | 824. 8.14 | 810. 8.? | 807. 8.24 | 797. 8.21 | 785. 8.24 | | 772. 11.13 | | | | 721.9 .11 | | | | | | | | | 673. 4.14 | 野宮 |
| 835. 9.5 | 830. 9.6 | 825. 9.? | 811. 9.4 | 808. 9.4 | 799. 9.3 | 785. 9.7 | | 774. 9.3 | | | 746. 9.3 | 727.9 .3 | 717. 4.6 | | | | | 706. 閏1.28 | | 674. 10.9 | 群行 | |